

# 平成21年度新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金交付要綱

平成21年7月6日付け厚生労働省発薬食0706第22号  
厚生労働事務次官通知

## (通則)

- 1 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

- 2 この交付金は、別に定める平成21年度未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金管理団体公募要領により採択された基金管理団体（以下「基金管理団体」という。）が、新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制を整備し、新型インフルエンザの発生・流行時に必要なワクチンをより迅速に製造できる体制を確保することにより、国民の保健衛生の向上に寄与するため、基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この交付金は、平成21年7月6日付け薬食発0706第9号医薬食品局長通知「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金のうち新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業に係る基金の管理運営要領」（以下「運営要項」という。）に基づく基金事業を実施するため、基金管理団体が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

## (交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業	127,700,000千円	新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業の実施に必要な基金の造成経費
その他の事業	164,133千円	その他の事業の実施に必要な基金の造成経費

(基金管理事務 費)	
---------------	--

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 4の表第1欄に定める区分間の経費配分の変更を行ってはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (8) 基金の運用益が生じた場合は、基金に編入し、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業に充当すること。
- (9) 基金管理団体は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書（新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業分）を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- (10) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益相当分を含む。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。  
また、基金を解散する前においても、特段の事情がある場合には、厚生労働大臣は、基金の一部を国庫に納付することを命ずることができる。
- (11) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
- (12) 造成後の基金の管理及び運営について、運営要領の定めが遵守されない場合には、厚生労働大臣は基金の一部を国庫に納付することを命ずることができる。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成21年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

7 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）によ

り事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 9 特別の事情により4、6及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。